

建築・解体費用

令和7年度よりオンライン申請始めました！

を補助します！

〔大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業〕

災害時の延焼遅延や避難・消防活動の円滑化を図るため、防災コミュニティ道路沿道に面した建物の建替え等をする場合、**解体費用、建設費用、道路後退整備費用等**の一部を補助します。

対象となる敷地

「防災コミュニティ道路」沿道の敷地
(防災コミュニティ道路の位置は裏面参照)

主な補助要件

- ・耐火建築物又は準耐火建築物
- ・道路中心線から3m以上、壁面を後退
- ・道路中心線から2.5mの範囲を道路として整備
- ・道路中心線から2.5m以上3mの範囲は円滑な避難や消防活動ができるように整備
(段差等を設けない等)

主な補助対象項目（補助率）

- ・建替前の建物の解体費（2／3）
- ・建替後の建物の設計費及び耐火構造費（1／2）
- ・セットバックに係る道路整備費（1／2）

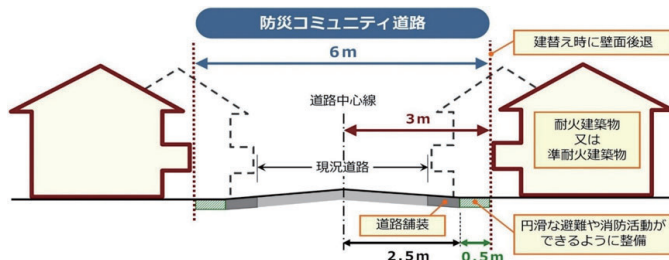
※補助対象項目ごとにも限度額単価があります。

敷地に対する補助限度額※1

	現況道路幅員	
	5m未満	5m以上
一般敷地	150万円	100万円
狭小敷地等※2	200万円	150万円

※1 敷地の間口長さが10m以上15m未満の場合は1.5倍、15m以上の場合は2倍になります。

※2 「狭小敷地等」…道路の中心から水平距離3mの線までの部分を除いた敷地の面積が、35㎡以下または敷地面積の80%以下となる敷地

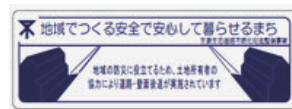


主な注意事項

- ・手続きには時間がかかりますので、お早めにご相談ください。
- ・3月13日までに建替え工事等の完了報告の手続きを行ってください。
- ・補助金の交付申請前に設計及び工事契約をした場合は、原則補助金を申請することができません。（交付申請前に契約（設計契約を除く）をした場合であっても、工事着手までに十分な期間がある場合は申請できる場合がありますので、ご相談ください。）
- ・補助金額については、予算の範囲内の額となります。
- ・この補助金は、所得税法上、確定申告により総収入金額に算入しなくてもよい場合があります。詳しくは税務署へお問い合わせください。

後退用地等について

- ・後退用地およびすみ切り用地の所有権の移転はなく、整備完了後もその土地の所有者の方に維持管理していただきます。
- ・補助を受けて整備された後退用地等には、後退表示板を設置していただきます。



後退表示板

防災コミュニティ道路の位置図



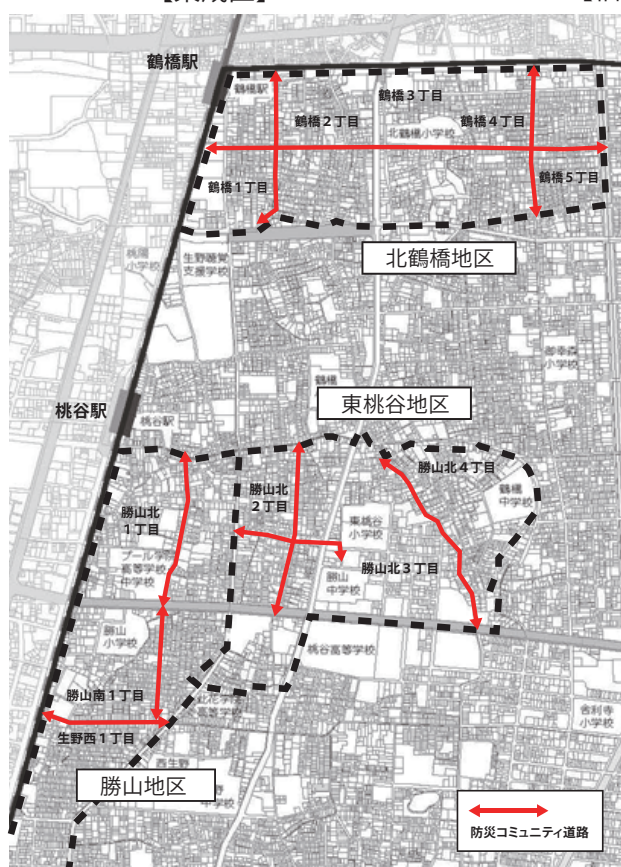
【東成区】



【福島区】



【阿倍野区】



【生野区】

ご相談・お問い合わせ

大阪市役所 7 階
大阪市都市整備局
市街地整備部 住環境整備課

TEL 06(6208)9235

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3-20

開庁時間：平日 9 時～17 時 30 分

開庁日：土曜、日曜、祝日、年末年始

「主要生活道路不燃化促進整備事業
(防災コミュニティ道路の整備)」

ホームページ

▶ <https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000062769.html>



その他の制度について

- ・ 大阪市では、古い木造住宅等の解体の際に利用できる補助制度や、狭あい道路に面した建物の建替え等の際、後退した部分を道路として整備する場合、拡幅整備費用の一部を補助する制度があります。詳しくは大阪市ホームページをご確認ください。
- ・ 本制度を活用した後に戸建住宅を建設する場合、所定の要件を満たす方は、【フラット35】地域連携型として借入金利が当初5年間、年0.25パーセントの引下げを受けることができます。詳しくは大阪市ホームページをご確認ください。
- ・ 本制度を活用して老朽住宅の建替えを実施する場合に、一定の要件を満たすものについては、お住まいの方の移転先として、生野区南部地区整備事業において建設した再開発住宅を活用することができます。詳しくは下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先 | 大阪市都市整備局 住環境整備課 (大阪市役所7階) TEL.06-6208-9235

